

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

NPO法人の収益事業課税要件

NPO法人(特定非営利活動法人)は、医療、福祉、環境、教育、まちづくりなどの分野で社会貢献を行う存在として大きな役割を担っており、全国で約5万社(令和7年6月末現在)が活動しています。

法人税は収益事業にのみ課税される

NPO法人にも法人税の納税義務があります。NPO法では、NPO法人の法人税等の取扱いについては公益法人等とみなすとされており、法人税法別表第二に記載される公益法人等と同様に、収益事業のみ法人税が課税されます。NPO法人の事業が収益事業に該当するか否かの判断は、法人税法が定める34業種のいずれかの事業に該当し、その事業を継続的、かつ事業場を設けて行っている場合に、収益事業とされます。

このことはNPO法人が定款に定める特定非営利活動を行っている場合においても、それが収益事業に該当する限り、法人税が課税されることを意味します。

34の収益事業は法令で規定されている

法人税の課税対象となる収益事業の34業種は、物品販売業から労働者派遣業までの事業が限定列挙されています。NPO法人の行う事業がこれらに該当するかは、通達等を参照して個別に判断することになります。

課税される根拠は、同種の事業を営む営利法人との競合性から課税の公平をはかるためとされています。新たに収益事業を開始する場合は、収益事業開始届出書を税務署に提出し、青色申告を行います。赤字の事業年度がある場合は欠損金の繰越控除の適用を受けることもできます。

継続性と事業場の要件(規模要件)

法人税の収益事業に該当するかを判断するためのもう一つの要件は、その事業の継続性と事業場を設けていることです。NPO法人の目的とする事業であれば該当するケースが多いものと思われます。

会費、寄附金、補助金、助成金の扱いは

NPO法人に対する支援者からの会費や寄附金、助成金等は、対価性や反対給付があるものを除き、課税の対象になりません。しかし、国や地方公共団体から交付を受ける補助金、助成金等で収益事業の収入や経費を補てんするものは、益金に算入されて課税対象となります。ただし、固定資産の取得や改良に充てるために交付される補助金、助成金等は、その固定資産が収益事業に係る収入や経費であっても、益金不算入となり、収益事業の課税対象になりません。



収益事業の該当性の判断は難しい。専門家の意見を参考に！

キチンと引退できていないと NG 分掌変更した場合の役員退職金

「社長の交代」で新社長は 16.7 歳若返る

中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者をどうするか悩んでいる会社は多いです。相続や税金、債務保証、家業の問題に加え、後継者候補の「経営者の資質」を見極めなければなりません。事前準備、適切な情報伝達、関係者への配慮も重要となります。

東京商工リサーチの 2024 年の調査では、同社に登録している約 157 万社のうち、同年中に代表者が交代した会社は約 6.7 万社 (4.2%)。代表者の平均年齢は、交代前の 71.1 歳から、交代後は 54.4 歳となるそうです。このような場合、後継者の代表取締役就任と同時に、前社長は代表権のない会長や相談役に退くケースがよくあります。

役員の方掌変更等の場合の退職給与

このタイミングで前社長に対して役員退職金を支給した場合、税務上の取扱いには注意が必要です。この退任を機に、「役員の地位や職務の内容が激変」し、「実質的に退職したと同様の事情にある」ならば、退職給与として認められます。一方、仕事が変わらず、実質は退任していないと認定された場合、役員賞与とされ、定期同額給与等以外の給与として損金不算入となります。

また、これを受け取った前社長側も退職所得でなく、給与所得として取り扱われ、所得税等の負担が増える形になります。

退職金として取り扱われる 3 つのケース

法人税の通達では、退職金として取り扱うことができる場合を 3 つ例示しています。

- ① 常勤役員が非常勤役員となったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 交代後給与が、おおむね 50% 以上減少していること

いずれの場合に該当していても、退任後の役員が「法人の経営上主要な地位を占めている」ままのときは対象外となります。

「経営上主要な地位を占めている」とは？

役員退職後も「経営上主要な地位を占めている」かは、事実認定の話にはなりますが、裁判や審判所の事例が参考になります。

〈経営上主要な地位を占めている事例〉

- ・ 毎日出勤している（仕事を継続する）
- ・ 退任前と同じ執務室で執務する
- ・ 代表者会議の出席を継続する
（財務・営業・人事・生産の決定に関与）
- ・ 議事録や稟議書に決済印を押す
- ・ 金融機関の担当者と交渉する など



後継者を信頼し、
十分な権限委譲
とサポートを行
いましょう！



競業避止・競業禁止義務に違反した従業員への対応（第2回）

【質問】

当社の従業員が、競業行為を画策しているようです。
こういった対応を取ればよいでしょうか。

【回答】

労使間での競業避止・競業禁止義務とは、従業員が所属する又は所属していた使用者（企業）と競合する業務を行わないことを言います。
現在勤務している場合のみならず、退職後であっても競業避止・競業禁止義務は問題となりえますが、法的根拠が異なってきますので、対処法に相違が生じます。

【解説】

今回は競業行為の種類と、手順としてまずは事実関係の調査を行うことを解説しました。今回は、手順の続きとなります。

(2) 競業避止・競業禁止義務の根拠確認

仮に従業員又は元従業員による競業行為を確認できたとしても、対象となる従業員又は元従業員が競業避止・競業禁止義務を負担していないことには、使用者（企業）は対応のしようがありません。

競業避止・競業禁止義務が発生する根拠としては、例えば…

- ・法律上の根拠規定
- ・就業規則の定め
- ・入社時や退職時の誓約書の定め

などを確認することになります。

根拠が確認できた場合、次にその根拠が合理的な内容といえるかを確認することになります。

なぜなら、

- ・現在勤務している従業員との関係では、兼業・副業を認める社会情勢
- ・退職した元従業員との関係では、職業選択の自由との関係

をそれぞれ考慮する必要があるからです。

(3) 警告

競業行為につき証拠を確保し、かつ競業避止・競業禁止義務の根拠も確認できた場合、違反者に対して警告及び指導を行うこととなります。

① 現在勤務している従業員

事情を聴取した上で、違反の是正を求めると共に、懲戒処分を検討します。

また、使用者（企業）に損害が発生している場合、対象となる従業員に対して損害賠償請求を検討します。

今後の対応として、一定期間は端末のモニタリングなど監視を行うことも検討します。

なお、実際のところ、解雇処分まで行ってもよいのか、損害賠償請求を行っても求償制限が生じないかなど、かなり法的に難易度の高い（後でトラブルが発生しやすい）問題があるため、対処法については弁護士等の専門家に事前に相談することをお勧めします。

②退職した元従業員

競業行為の即刻中止と損害賠償の支払い、今後も継続する場合は法的措置を講じることを記載した警告書を配達証明付内容証明郵便にて送付することを検討します。この検討に際し、送付名義人を使用者（企業）とするのか、弁護士とするのかも確認します（対象となる元従業員に与えるインパクトが異なるため）。

なお、場合によっては、対象となる元従業員が現在勤務する転職先宛にも警告書を送付することも検討します（転職先が営業秘密を不正使用している事例など）。

■親族内承継、従業員承継を対象とした事業承継 M&A 補助金(促進枠)が一新されました。

8 月末から募集が開始された、事業承継 M&A 補助金(促進枠)の内容が一新されましたので、その概要をご紹介します。

事業承継 M&A 補助金(促進枠)とは？



事業承継 M&A 補助金(促進枠)は、親族間、あるいは従業員による事業承継を前提とした設備投資を補助する補助金になります。具体的には、例えば「息子に会社を承継しようと思っているが、その前に（あるいはそれと同時に）設備を新しくしたい、工場の増強や改装、店舗の改装を行いたい」といった場合に活用できる補助金になります。

特徴的なのは、①実際に事業承継を完了するまでに 5 年間の猶予がある点、②多くの補助金は従業員の賃上げを行うことが必須となる中、本補助金は従業員の賃上げを行わずとも良いという点です。国が中小企業の後継者問題に注力していることから、比較的ハードルの低い補助金として位置づけられており、事業承継を検討されている事業者様には活用・検討がしやすいかと思えます。

補助率・補助額について

補助率・補助上限額							
申請の種類		一定額以上の賃上げ	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費)	補助率	
事業承継促進枠	小規模企業者に該当	実施する	100万円	1,000万円	+150万円	800万円超～1,000万円相当部分	1/2以内
		実施せず		800万円		～800万円相当部分	2/3以内
	上記以外	実施する		1,000万円		800万円	1/2以内
		実施せず		800万円			

※補助率は雇用されている従業員数に応じて変動

例えば、総額 1,000 万の設備投資を計画している場合、小規模事業者に該当し従業員の賃上げを行わないとすると、666 万円(総額の 3 分の 2 を補助)が補助金で賄えるという計算になります。

こちらでは概要のみをご説明していますが、実際には細かな要件を確認していき、最終的に補助金を活用するメリットを最大限得られるかどうかを専門家と検討し、計画立てを行うようにしていただければと思います。